

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和7年の報告及び勧告のポイント>

- 民間給与との較差を解消するため、給料月額を平均2.44%引上げ
- ボーナスを0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分配分
- 通勤手当など諸手当の改定

ア 公民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが適当であることから、人事院や他の都道府県と同様に、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に引上げ

イ 民間給与と職員給与との比較

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
387,096 円	377,853 円	9,243 円(2.45%)

(イ) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給割合(B)	差(A-B)
4.65 月分	4.60 月分	0.05 月分

ウ 給与に関する勧告

(7) 月例給の改定

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る給料表の給料月額を引上げ

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b 水準の調整

医療職給料表(1)を除く給料表の各号給の額に一定の率（100分の99.38）を乗じて調整

c 実施時期

令和7年4月1日

改定及び調整を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
377,853 円	9,220 円*(2.44%)	387,073 円

* 給料表の改定及び水準の調整に伴う手当額の増額分を含む。

参考（行政職給料表）
職員数 3,762 人
平均年齢 41.5 歳
平均勤続年数 16.9 年

(イ) 特別給（ボーナス）の改定

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.025月分引上げ（4.60月分→4.65月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		6 月期	12 月期	計
令和 7 年度	期末手当	1. 25 月（支給済み）	1. 275 月（現行 1. 25 月）	2. 525 月（現行 2. 5 月）
	勤勉手当	1. 05 月（支給済み）	1. 075 月（現行 1. 05 月）	2. 125 月（現行 2. 1 月）
	計	2. 3 月（支給済み）	2. 35 月（現行 2. 3 月）	4. 65 月（現行 4. 6 月）
令和 8 年度 以降	期末手当	1. 2625 月	1. 2625 月	2. 525 月
	勤勉手当	1. 0625 月	1. 0625 月	2. 125 月
	計	2. 325 月	2. 325 月	4. 65 月

b 実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

(ウ) 諸手当の改定

- a 初任給調整手当の改定
医師等の初任給調整手当を引上げ
- b 通勤手当の見直し
自動車等使用者に対する額の引上げ及び駐車場等利用に対する通勤手当の新設
- c 宿日直手当の改定
支給額の限度を引上げ
- d 教職調整額の改定
教育職員に支給される教職調整額を段階的に引上げ
- e 実施時期
令和 7 年 4 月 1 日
ただし、d は令和 8 年 1 月 1 日、b の一部については、令和 8 年 4 月 1 日

エ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用 I 種試験受験者数について、早期募集枠、社会人枠試験では、多くの申込者があったものの、通常枠試験については減少傾向。「選ばれる職場」となるため、和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて、キャリア形成やキャリアパスを含めて、より積極的に情報発信の強化を図るとともに国や他の都道府県の動向に注視し効果的な採用プロセスについて検討
- ・ 採用後の人材育成には、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を定着させるとともに、若手職員の早期退職を防止するため、明確なキャリアパスの提示や働き方改革に取り組むことが必要

(イ) 多様な職員の活躍推進

- a 女性職員の活躍
 - ・ 管理職の女性割合は昨年度とほぼ横ばい。家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革への取組をより一層推進することが必要
- b 障害者の雇用
 - ・ 今後も、計画的な採用を推進するとともに、採用後の定着に向け、取組を推進することが必要
- c 高齢層職員の活躍
 - ・ 意欲をもって働くことができる対応を考えることが必要

(ロ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要

(ハ) 勤務環境の整備

a 長時間労働の是正等

(a) 超過勤務の縮減

- ・ 令和 6 年度の職員 1 人 1 月当たりの平均超過勤務時間数は、令和 5 年度に比べて知事部局と警察本部は減少、教育委員会は増加
- ・ 超過勤務の偏りを解消し、縮減するために業務の平準化の取組を継続することが必要
- ・ 行政事務用パソコンの実稼働状況などの客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を導入する

- ことが必要
- (b) 教育職員の働き方改革の推進
 - ・ 教育委員会は、「教職員等の働き方改革推進プラン」の目標達成のため、引き続き対策を講じ、具体的な成果を出すことが必要
 - (c) 年次有給休暇の取得促進等
 - ・ 特定事業主行動計画の目標達成のため、引き続き、計画的・継続的取得の促進に取り組むことが必要
 - b 柔軟な働き方の推進
 - ・ フレックスタイム制やテレワーク等を活用し、職員一人ひとりの環境に即した柔軟な働き方が可能となるよう、より一層取組を進めていくことが必要
 - c 仕事と家庭の両立支援の推進
 - ・ 男性職員の育児休業取得率は年々上昇。「こども未来戦略方針」における目標達成に向け、より一層の取組が必要
 - d 心の健康づくりの推進
 - ・ ストレスチェックを始め心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
 - e ハラスメントの防止対策
 - ・ 国の取組等を参考として、ハラスメント防止に関する指針に基づき、実効性のある取組を従来以上に推進していくことが必要
 - (オ) 会計年度任用職員
 - ・ 国の非常勤職員との権衡や常勤職員との均衡を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、引き続き、適切に運用していくことが必要
 - (カ) 服務規律の確保
 - ・ より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(2) 報告資料

ア 職員の給与（令和7年4月1日現在）

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		人	令和6年4月	増減				本庁等	人	市町村立小・中学校		
全		14,009	14,094	△ 85	3,488	27	12	284	人	2,487	11	2,484
行政職		3,762	3,719	43	3,004	27	12	239	人	171	11	298
研究職		222	222	-	175	-	-	25	人	-	-	22
医療職(1)		24	27	△ 3	24	-	-	-	人	-	-	-
医療職(2)		89	90	△ 1	88	-	-	-	人	1	-	-
医療職(3)		197	201	△ 4	197	-	-	-	人	-	-	-
学校栄養職員		13	16	△ 3	-	-	-	-	人	-	-	-
学校事務職員		264	275	△ 11	-	-	-	-	人	-	-	-
計		4,571	4,550	21	3,488	27	12	264	人	172	11	320
高等学校等教育職員		2,264	2,307	△ 43	-	-	-	-	人	2,264	-	-
県立中学校教育職員		51	53	△ 2	-	-	-	-	人	51	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		4,959	5,018	△ 59	-	-	-	20	人	-	-	-
計		7,274	7,378	△ 104	-	-	-	20	人	2,315	-	-
警察官		2,164	2,166	△ 2	-	-	-	-	人	-	-	2,164

(注) 任期付職員、任期付研究員、再任用職員及び60歳に達した日後最初の4月1日以後、給料月額が適用されている職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
全		14,009	40.4	15.9
一 般 職 員	行政職	3,762	41.5	16.9
	研究職	222	43.2	16.6
	医療職(1)	24	39.7	6.9
	医療職(2)	89	42.7	15.8
	医療職(3)	197	41.4	12.9
	学校栄養職員	13	43.5	19.4
	学校事務職員	264	39.3	19.4
	計	4,571	41.5	16.8
教 育 職 員	高等学校等教育職員	2,264	42.8	17.5
	県立中学校教育職員	51	39.4	14.2
	市町村立小・中学校等 教育職員	4,959	38.9	13.8
	計	7,274	40.1	15.0
警察官		2,164	39.3	16.9
令和6年4月 全		14,094	40.5	16.0

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表		計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全		100.0	82.7	5.4	11.8	0.0	59.4	40.6
一般職員	行政職	100.0	79.4	6.5	13.9	0.2	69.8	30.2
	研究職	100.0	95.5	3.2	1.4	—	73.4	26.6
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	66.7	33.3
	医療職(2)	100.0	84.3	15.7	—	—	55.1	44.9
	医療職(3)	100.0	46.2	47.2	6.6	—	37.1	62.9
	学校栄養職員	100.0	61.5	38.5	—	—	—	100.0
	学校事務職員	100.0	0.4	31.1	68.6	—	41.7	58.3
	計	100.0	74.3	9.8	15.8	0.1	66.4	33.6
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	97.6	2.3	0.2	—	52.4	47.6
	県立中学校教育職員	100.0	98.0	2.0	—	—	56.9	43.1
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	95.0	5.0	0.0	—	43.6	56.4
	計	100.0	95.8	4.1	0.1	—	46.4	53.6
警察官		100.0	56.5	0.6	42.9	0.0	88.2	11.8
令和6年4月 全		100.0	82.3	5.8	11.9	0.0	59.8	40.2

- (注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		給 料	扶養手当	地域手当	小 計	住居手当・ 管理職手当等	合 計
全		円 357,252	円 9,514	円 15,854	円 382,620	円 12,882	円 395,502
一 般 職 員	行政職	336,094	9,311	17,197	362,602	15,251	377,853
	研究職	362,672	9,671	16,017	388,360	17,596	405,956
	医療職(1)	436,458	9,333	76,075	521,866	370,004	891,870
	医療職(2)	339,460	9,500	13,104	362,064	9,736	371,800
	医療職(3)	339,484	10,322	11,343	361,149	6,764	367,913
	学校栄養職員	326,431	3,538	12,651	342,620	6,100	348,720
	学校事務職員	313,867	5,320	11,310	330,497	7,915	338,412
	計	336,813	9,129	16,764	362,706	16,305	379,011
教 育 職 員	高等学校等教育職員	391,910	9,420	16,552	417,882	9,250	427,132
	県立中学校教育職員	372,540	9,363	16,332	398,235	10,519	408,754
	市町村立小・中学校等 教育職員	365,269	7,542	14,158	386,969	13,188	400,157
	計	373,611	8,139	14,919	396,669	11,943	408,612
警察官		345,433	14,946	17,072	377,451	8,814	386,265

令和6年4月	全	346,368	9,278	13,017	368,663	12,963	381,626
	行政職	327,805	9,538	15,907	353,250	15,371	368,621

(注) 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

令和 7 年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所
272 事業所

(b) 調査対象職種

76 職種（うち行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

c (a) に記載した事業所を、組織、規模、産業により 17 層に分類し、これらから
115 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、「(イ)産業別、規模別調査事業所数」のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るとき
は、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集 計

(a) 調査実人員

初任給関係 282 人（行政職に相当する調査実人員 243 人）、初任給関係以外の調
査職種 4,947 人（行政職に相当する調査実人員 4,316 人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は 18,526 人であり、行政職に相当するものは
12,558 人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	規模計	事 業 所 規 模					企 業 規 模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	95	5	4	6	31	49	28	46	21
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業、建 設 業	7	－	1	－	3	3	1	3	3
製 造 業	47	4	2	1	17	23	7	30	10
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	16	－	1	2	2	11	7	4	5
卸 売 業、小 売 業	3	1	－	－	1	1	1	2	－
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 質 貸 業	3	－	－	－	2	1	2	1	－
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	19	－	－	3	6	10	10	6	3

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が20所あった。

2 調査対象事業所115所に占める調査完了事業所95所の割合（調査完了率）は、82.6%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	264,882	275,190	210,758	※ 202,865
	短大卒	221,067	228,732	202,522	X
	高校卒	193,506	※ 195,257	189,123	※ 176,399

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(エ) 職種別、学歴別給与額等 (企業規模計 (100人以上))

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	51.4	718,080	138	717,942	構成員50人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	51.1	642,821	0	642,821	
	短大卒	1	x	x	x	x	
	高校卒	2	57.0	854,892	632	854,260	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	5	54.1	834,522	17,761	816,761	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	56.7	962,538	23,907	938,631	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	104	53.6	623,326	317	623,009	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	74	53.3	630,126	440	629,686	
	短大卒	6	55.2	568,026	0	568,026	
	高校卒	23	54.2	617,695	35	617,660	
	中学卒	1	x	x	x	x	
	技術部長	93	53.9	688,613	1,639	686,974	同 上
	大学卒	64	53.7	716,485	2,281	714,204	
	短大卒	9	55.3	646,134	636	645,498	
	高校卒	20	53.9	627,593	245	627,348	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	43	54.5	557,036	142	556,894	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職 (部長一課長間)
	大学卒	25	53.6	586,878	24	586,854	
	短大卒	6	52.9	507,539	931	506,608	
	高校卒	12	57.0	522,657	0	522,657	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	36	51.9	547,854	200	547,654	同 上
	大学卒	23	52.0	587,220	261	586,959	
	短大卒	2	56.4	545,781	0	545,781	
	高校卒	11	51.0	476,681	124	476,557	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	205	50.2	526,212	5,541	520,671	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	138	49.0	538,587	4,026	534,561	
	短大卒	20	53.4	477,486	7,253	470,233	
	高校卒	47	52.3	512,944	9,046	503,898	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	238	50.2	617,381	12,182	605,199	同 上
	大学卒	143	49.4	631,537	4,399	627,138	
	短大卒	37	50.1	588,384	24,470	563,914	
	高校卒	58	52.3	603,130	22,151	580,979	
	中学卒	-	-	-	-	-	

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和7年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職 (部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	102	47.7	471,719	21,284	450,435	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
	大学卒	71	46.9	474,582	18,410	456,172	
	短大卒	12	48.1	414,505	31,988	382,517	
	高校卒	19	50.6	496,553	25,224	471,329	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	87	48.4	601,596	50,609	550,987	同 上
	大学卒	46	45.8	577,944	49,769	528,175	
	短大卒	14	50.8	565,261	72,577	492,684	
	高校卒	27	51.6	655,476	41,981	613,495	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	224	46.3	489,160	55,899	433,261	係の長及び係長級専門職
	大学卒	109	44.6	499,652	61,137	438,515	
	短大卒	22	49.6	386,273	41,574	344,699	
	高校卒	93	47.4	501,427	53,295	448,132	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	257	48.1	589,021	56,426	532,595	同 上
	大学卒	121	44.5	591,291	45,856	545,435	
	短大卒	29	48.2	550,392	62,377	488,015	
	高校卒	106	53.2	593,992	69,298	524,694	
	中学卒	1	x	x	x	x	
	事務主任	285	44.2	386,949	38,313	348,636	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
	大学卒	104	41.2	373,207	34,301	338,906	
	短大卒	34	43.7	400,814	45,382	355,432	
	高校卒	147	46.4	394,147	39,770	354,377	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	306	46.3	541,862	86,528	455,334	同 上
	大学卒	80	39.8	484,764	87,870	396,894	
	短大卒	57	45.2	540,030	98,208	441,822	
	高校卒	168	49.2	565,771	81,991	483,780	
	中学卒	1	x	x	x	x	
	事務係員	988	37.4	330,049	35,101	294,948	
	大学卒	524	34.8	339,028	38,346	300,682	
	短大卒	148	40.1	309,568	27,436	282,132	
	高校卒	316	40.9	322,909	32,640	290,269	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係員	849	38.7	417,531	66,736	350,795	
	大学卒	325	40.1	435,264	54,970	380,294	
	短大卒	145	35.9	413,810	78,709	335,101	
	高校卒	373	38.8	408,187	70,329	337,858	
	中学卒	6	43.2	278,027	12,643	265,384	

(注) 1「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

2「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。